

①

議 案 書

教育委員会
令和6年4月定例会

議 事 日 程

日 程 1	第 1 1 号議案 …………… 長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則の一部を改正する規則	P 4 ～ 9
日 程 2	第 1 3 号議案 …………… 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する規則	P 1 0 ～ 1 1
日 程 3	第 1 4 号議案 …………… 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	P 1 2 ～ 1 3
日 程 4	第 8 号報告 …………… 長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について	P 1 4 ～ 1 6
日 程 5	第 9 号報告 …………… 長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について	P 1 7 ～ 1 9
日 程 6	第 1 0 号報告 …………… 長崎市図書館運営協議会の審議結果について	P 2 0 ～ 2 3
日 程 7	第 1 1 号報告 …………… 第 3 6 期長崎市社会教育委員会議からの答申について	P 2 4 ～ 2 6
日 程 8	第 1 5 号議案 …………… 第 3 7 期長崎市社会教育委員会議への諮問について	P 2 7 ～ 3 0

日 程 9	第 1 6 号議案 ……………	P 3 1 ~ 3 5
	長崎市公民館運営審議会委員の委嘱について	
日 程 1 0	第 1 7 号議案 ……………	P 3 6 ~ 3 9
	長崎市教科書採択審議会委員の委嘱又は任命について	
日 程 1 1	第 1 2 号報告 ……………	(別 冊)
	教育長が臨時に代理した事務の報告及び承認について (職員的人事について)	

第 1 1 号議案

長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則の一部を改正する規則

長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則（令和 3 年長崎市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び」を「又は」に改め、「（貸与対象者の自宅にインターネットに接続するための環境が整っていない場合に限る。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 モバイルルーターは、児童生徒の自宅又は日常的に学習者用パソコンを利用する場所（児童生徒が生活する場所に限る。）にインターネット環境が整っていない場合に限り貸与する。

第 4 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 貸与物品を管理するため、市立学校の校長（以下「学校長」という。）は、当該市立学校の学習者用パソコン貸与台帳を、教育研究所長は、モバイルルーター貸与台帳を備え、各台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 児童生徒の氏名

- (2) 貸与期間

- 3 学校長は、市立学校における学習者用パソコンの貸与状況に変更が生じたときは、学習者用パソコン貸与台帳に当該貸与状況を記載するとともに、当該内容を教育研究所長に報告しなければならない。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 教育研究所長は、モバイルルーターの貸与状況に変更が生じたときは、モバイルルーター貸与台帳に当該貸与状況を記載しなければならない。

第 5 条中「貸与物品」を「学習者用パソコン及びモバイルルーター」に、

「各学校長」を「学校長」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、第７条第２項又は第３項の規定によりモバイルルーターの貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が市立中学校へ進学する場合であって、引き続き当該モバイルルーターの貸与を受けるときは、当該モバイルルーターの貸与期間は、当該被貸与者が進学する予定の中学校の卒業認定日前２か月以内において当該中学校の校長が定める日までとする。

第７条第１項を次のように改める。

貸与対象者は、学習者用パソコンの貸与を受けようとするときは使用者が在籍する学校の校長に対し、学習者用パソコン等貸与申請書兼承諾書（第１号様式）を、モバイルルーターの貸与を受けようとするときは教育研究所長に対し、モバイルルーター貸与申請書兼承諾書（第２号様式）を提出しなければならない。

第７条第２項中「学校長」の次に「又は教育研究所長」を加え、「申請書の提出」を「規定による申請」に改め、同条第３項中「学校長」の次に「及び教育研究所長」を加え、「申請書の提出」を「第１項の規定による申請」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、貸与対象者は、自然災害その他の特別な事由の終了後速やかに第１項の申請をしなければならない。

第７条第４項を削る。

第８条第１項中「前条第２項又は第３項の規定により貸与物品の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）」を「被貸与者」に改める。

第１２条第１項中「使用者が在籍する学校の校長に対し、学習者用パソコン」を「貸与物品」に改め、同条第３項中「学校長」の次に「又は教育研究所長」を加え、「督促」を「指示」に改める。

第1号様式の1及び第1号様式の2を削る。

第2号様式中「、学習者用パソコン等使用条件を承諾し」、「(いずれかに)」、「 学習者用パソコン(付属品を含む。のみ)」、「 学習者用パソコン(付属品を含む。)及びモバイルルーター」、「(1) 学習者用パソコン:本校に在籍する期間」及び「(2) モバイルルーター:本校に在籍し、自宅にインターネットに接続するための環境が整備されるまでの期間」を削り、同様式を第1号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

モバイルルーター貸与申請書兼承諾書

年 月 日

（あて先）長崎市教育研究所長

保護者氏名（自署）_____

学習に使用するため、長崎市立学校に在籍し、自宅にインターネットに接続するための環境が整備されるまでの期間、モバイルルーターを貸与くださるようお願いします。

なお、貸与及び使用に当たっては、長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則を遵守します。

在籍校	長崎市立 学校
児童生徒氏名	
児童生徒の生年月日	西暦 年 月 日
保護者連絡先	

第3号様式中「(いずれかに)」、「 亡失」、「 破損」、「 その他()」、「 学習者用パソコン」、「 学習者用パソコン付属品()」、「 モバイルルーター」及び「 モバイルルーター付属品()」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和6年4月24日提出

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

理 由

モバイルルーターの貸与状況の管理について、変更したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第2条第1項第7号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則 新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条第 1 項 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目的とする。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 13 号議案

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則の一部を改正する
規則

長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則（昭和 61 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表、第 8 条の表及び第 9 条の表中「、神浦・黒崎学校給食共同調理場」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 24 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

長崎市神浦・黒崎学校給食共同調理場を廃止することに伴い、関係条文を整理したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市教育委員会事務局及び教育機関組織規則新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条第 1 項 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目的とする。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔以下、略〕

第 1 4 号議案

長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則

長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則（昭和 3 4 年長崎市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表小江原中学校手熊小学校の項を削り、同表小江原中学校桜が丘小学校の項中「小江原 1 丁目」を「柿泊町、小江原 1 丁目」に改め、「小江原 5 丁目」の次に「、手熊町、上浦町」を加える。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 2 4 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋 田 慶 信

理 由

手熊小学校を廃止することに伴い、関係規定を整備したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市立小、中学校の通学区域等に関する規則新旧対照表

・・・別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条第 1 項 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項の
規定に基づき、教育委員会が教育長に委任する事務等を定めることを目
的とする。

〔中 略〕

- (7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃
すること。

〔以下、略〕

第 8 号報告

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について

令和 6 年 3 月 2 2 日に開催した長崎市出島史跡整備審議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 6 年 4 月 2 4 日提出

長崎市出島史跡整備審議会

会 長 姫 野 順 一

理 由

長崎市出島史跡整備審議会の審議結果について、長崎市出島史跡整備審議会規則第 1 0 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

第28回 長崎市出島史跡整備審議会 審議結果

1 日時 令和6年3月22日（金） 13：00～15：00

2 場所 長崎タクシー会館4階 大会議室

3 出席者 委員 23名中 15名出席

事務局 8名出席（オブザーバー1名含む）

4 報告事項

（1）シーボルト来日200周年記念事業について

（2）第IV期復元整備事業について

（3）建造物等の改修工事について

（4）総括報告書の作成状況について

（5）東側整備計画の検討経緯について

「 参 照 」

○長崎市附属機関に関する条例（抜粋）

第 2 条 執行機関及び上下水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）

は、別表第 1 のとおり附属機関を設置する。

[中 略]

附属機関の属する 執行機関等	名称	担当事務
教育委員会	長崎市出島史跡整備審議会	出島和蘭商館跡の整備に 関する重要な事項の調査 審議に関すること。

[以下略]

○長崎市出島史跡整備審議会規則（抜粋）

（結果報告）

第 1 0 条 会長は、審議を終わったときは、速やかにその結果を教育委員
会に報告しなければならない。

第9号報告

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について

令和6年3月27日に開催した長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和6年4月24日提出

長崎市恐竜博物館運営協議会
会長 水 嶋 英 治

理 由

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果について、長崎市恐竜博物館条例施行規則第15条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市恐竜博物館運営協議会の審議結果

1 日時 令和6年3月27日（水）10時00分から12時00分まで

2 場所 長崎市役所5階 第3委員会室

3 出席者 委員 12人中11人出席

事務局 教育長、教育総務部長、生涯学習施設課長ほか3人

指定管理者 代表企業常務取締役、恐竜博物館長、係長

4 審議概要

- (1) ネーミングライツについて
- (2) 令和6年度の事業計画（指定管理者）
- (3) 令和6年度の事業計画（恐竜研究所）

5 主な意見

- (1) ネーミングライツの決定については、地元住民にも事前に説明が欲しかった。
- (2) メンテナンスや館内スタッフのシフトを理由として、閑散期に休館日を多く設けるとするのは、他施設では見られないと思う。
- (3) 利用者還元事業の「地域クーポン券」「のもん湯入浴券」は、すごく評判が良く、地元住民として感謝している。
- (4) 企画展は、ようやく恐竜や化石に関する内容になり、感心している。一方で、来館者により興味を持ってもらえるような展示の工夫や広報が少ない点については、もったいないと感じている。
- (5) 研究成果の周知活動は、これまで行ってきた記者会見だけでなく、市内小中学校への出前授業や国内・国際学会での発表も進めてほしい。
- (6) 常設展示の改善活動について、長期的な計画を立てて、標本購入などの資料収集や調査研究を進めてほしい。

「 参 照 」

○ 長崎市恐竜博物館条例（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会）

第14条 恐竜博物館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市恐竜博物館条例施行規則（抜粋）

（恐竜博物館運営協議会の審議結果の報告）

第15条 条例第14条に規定する長崎市恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 10 号報告

長崎市図書館運営協議会の審議結果について

令和 6 年 3 月 21 日に開催した長崎市図書館運営協議会の審議結果は、別紙のとおりです。

令和 6 年 4 月 24 日提出

長崎市図書館運営協議会

会長 浜口 美由紀

理 由

長崎市図書館運営協議会の審議結果について、長崎市図書館条例施行規則第 44 条の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市図書館運営協議会の審査結果

- 1 日時 令和6年3月21日(木)10時から12時まで
- 2 場所 長崎市立図書館3階 会議室
- 3 出席者 委員 10人中10人出席
事務局 教育長、教育総務部長、生涯学習施設課長、
同課係長、同課職員3人
指定管理者 市立図書館長、同副館長2人

4 審議概要

- (1) 令和5年度事業実績について
- (2) 令和6年度事業計画について
- (3) 施設整備について

5 主な意見

- (1) 年代や身体性のハンデによるデジタル格差を解消するため、デジタルリテラシーの学習支援の講座を設けてはどうか。学生など若い方が参加して高齢者に教えるとお互いにいいと思う。
- (2) 子ども向けの行事を保護者に周知するために、幼稚園で園児一人一人にチラシを配布してはどうか。SNSより紙のチラシの方が効果がある。
- (3) 閲覧室に、立ったまま読むようなイメージで座れる小さな椅子があるといいと思う。

- (4) 図書館は多くの市民が利用するので、啓発の意味でも障害者の継続した雇用を維持してほしい。
- (5) 国立国会図書館の歴史的音源を活用したコンサートなどのイベントを実施してほしい。
- (6) 所蔵していない本へのリクエストについて、発注中・納品済みなどの対応状況を、利用者に知らせることも考えるべきではないか。
- (7) 長崎市に住んでいる外国人はインドネシアの方が一番多いので、インドネシア語の本があるといいと思う。

「 参 照 」

○ 長崎市図書館条例（抜粋）

（図書館運営協議会の設置）

第19条 図書館の適切な運営に関し必要な事項を調査審議するため、長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市図書館条例施行規則（抜粋）

（運営協議会の審議結果の報告）

第44条 条例第19条に規定する長崎市図書館運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、協議会の審議が終わったときは、速やかにその結果を教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 1 1 号報告

第 3 6 期長崎市社会教育委員会議からの答申について

教育委員会からの諮問事項「学びの意欲を高めるための方策について」の答申は、別紙のとおりです。

令和 6 年 3 月 2 8 日提出

長崎市社会教育委員会議

議 長 土 肥 大 次 郎

理 由

第 3 6 期長崎市社会教育委員会議からの答申について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 2 項の規定に基づき教育委員会に報告する。

「別紙」

長崎市社会教育委員会議の答申提出について

- 1 日時 令和6年3月28日
- 2 場所 長崎市教育委員会教育長室
- 3 出席者 委員 9人中6人出席
教育長
事務局 生涯学習企画課 課長、係長、職員 3人出席
- 4 答申 第36期（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）長崎市社会教育委員会議においては、教育委員会からの諮問事項「市民の学びの意欲を高めるための方策について」を受けて、社会教育委員それぞれの立場からの意見を出し合い、答申として取りまとめがなされた。
- 5 詳細内容 別添のとおり

「 参 照 」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

2 教育長は、前項の規定により委任された事項のうち、重要と認められるものについては、その事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕

第 1 5 号議案

第 3 7 期長崎市社会教育委員会議への諮問について

長崎市社会教育委員会議に別紙のとおり諮問する。

令和 6 年 4 月 2 4 日提出

長崎市教育委員会

教育長 橋田 慶信

理 由

社会教育法第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定にかかると、社会教育への諮問事項について、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 2 項の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「別 紙」

長教生 第 号
令和 年 月 日

長崎市社会教育委員会議
議長 様

長崎市教育委員会
教育長 橋田 慶信

第37期社会教育委員会への諮問について

このことについて、社会教育法第17条第1項第2号にかかる諮問事項について貴会議の意見を求めます。

記

1 長崎市社会教育委員会協議テーマ

「地域でつながる社会教育の展開について」

「 別 紙 」

1 協議テーマ設定理由

前期（令和4・5年度）の社会教育委員会議では、教育委員会からの諮問事項「市民の学びの意欲を高めるための方策について」に関する協議を行った。協議の中で、学びを取り巻く環境の変化や課題の多様化を敏感に察知し、それぞれのニーズ、年代に合わせた内容、方法で柔軟な取組を行っていくこと、また、時代の求める効率化に対応しながら、もう一方で求められる、人のあたたかさや人とのつながりの大切さを再認識してもらうことが重要であると答申がまとめられている。

長崎市第五次総合計画においては、「だれもが生涯を通じていきいきと学べる社会をつくること」を基本施策のひとつに掲げ取り組むこととしている。

このような中、コロナ禍を経て、高齢者や困難を抱えた親子が地域で孤立するなど、人とのつながりの希薄化から生じる社会問題が深刻化し、学びを通じた、地域コミュニティを支える基盤づくりが期待されている。

また同時に、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校と地域の相互連携・協働のもと、一体となって子どもたちの成長を支えていくコミュニティスクールや、地域学校協働活動による一体的な学校づくりと地域づくりの推進が求められている。

障害のある人もない人も子どもから高齢者まで誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会を目指し、地域や学校、家庭等が協働・連携できる、人づくり、つながりづくり、地域づくりの好循環を育む社会教育の展開について考えていくために、本テーマを設定するもの。

「 参 照 」

○ 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- (2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- (3) 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

- 2 教育長は、前項の規定により委任された事項のうち、重要と認められるものについては、その事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告しなければならない。

〔 以下、略 〕